

特集 《知財関係者の自叙伝 Part 2》

知財高裁創設 20 年と共に歩んだ
知財の世界で感じたこと

会員・弁護士・前知的財産高等裁判所長 大鷹 一郎

要 約

本年は、知財高裁創設 20 周年の年である。私は、2005 年 4 月、知財高裁創設時の裁判官メンバーとして、知財の世界に入った。以来、東京地裁知財部裁判長、知財高裁裁判長の経験を経て、2023 年 6 月に知財高裁所長で定年退官した後、現在も、弁護士・弁理士として、知財に携わっている。この間に感じたことや思い出に残る判決などについて紹介するとともに、知財の世界に入るまでの自分史も振り返ってみたい。

目次

1. はじめに
2. 豊かな自然の中から司法の世界へ
3. 多種多様な経験の時代
4. 知財の時代
5. 退官後、新たなる挑戦

1. はじめに

本年は、知財高裁創設 20 周年の年である。知財高裁は、2005 年 4 月に創設されて以来、専門性の高い適正迅速な裁判の実現のための審理運営の改善、2022 年 10 月の「ビジネス・コート」における業務開始、2026 年 5 月までの民事裁判手続のデジタル化（訴状のオンライン提出、訴訟記録の電子化等）の完全施行に向けた取組を進める中で、時代のニーズに適切に対応した司法サービスを提供することを目指してきた。

この 20 年、私は、裁判官、弁護士・弁理士として、知財に携わってきた。この間に感じたことや思い出に残る判決などについて紹介するとともに、知財の世界に入るまでの自分史も振り返ってみたい。

2. 豊かな自然の中から司法の世界へ

2. 1 北海道で生まれ育って

私は、北海道芽室町の出身である。芽室町は、十勝平野のほぼ中央に位置し、人口約 1 万 8000 人、帯広市の西隣の自然豊かな町である。気候は、年間を通じて晴天日数が多く、雪は少なく、夏の最高気温が 30℃ を超える日がある一方で、冬の最低気温はマイナス 20℃ 近くになることもあり、夏と冬の寒暖差が大きい。町の西部は日高山脈が連なる山岳地帯で、芽室岳や伏美岳など美しい山々がそびえ、町の北部には十勝川や芽室川が流れている。広大な十勝平野の恵まれた自然環境を活かし、農業や酪農が盛んである。

実家から芽室小学校、芽室中学校に通い、帯広柏葉高校に汽車通学をした後、早稲田大学法学部に進学し、単身上京した。小中高までの母校は、TBS の安住紳一郎アナウンサーと同じである。

法曹関係者とは無縁であったが、大学 1 年時の春休みに帰省し、自動車教習所に通っていた際、教官から、折角大学に進学したのだから、しっかり勉強して資格を取得すべきだと言われ、司法試験にチャレンジすることとした。

2. 2 裁判官になる

幸運にも大学 4 年時に司法試験に合格し、1981 年 4 月に司法修習生となった。当時の司法修習期間は 2 年間（現

在は 1 年間) であり、前期修習として 4 か月間、司法研修所において実務に関する基本的知識を学び、その後、実務修習として 1 年 4 か月間、全国の実務庁において民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の実務を学び、最後に後期修習として 4 か月間、司法研修所において修習の総仕上げが行われた。司法修習は裁判官、検察官、弁護士のいずれを志望する場合であっても、同一のカリキュラムに沿って行われ、修習終了後にそれぞれの志望に進む。私の実務修習地は札幌で、同期の司法修習生は 11 名と比較的小規模であったこともあり、裁判官、検察官、弁護士の諸先輩たちから、公私にわたりとても親しく接していただいた。

民事裁判修習では、30 代前半の判事補であった飯村敏明先生のご指導を受けた。それ以来、飯村先生には目をかけていただくことになるが、お会いした当時は、約 20 年後に、知財でも、ご指導を受けることになるとは、夢にも思わなかった。

2. 3 原動力は知的好奇心

1983 年 4 月、東京地裁判事補として裁判官に任官した。裁判官を志望したのは、特別の理念や思いがあったわけではなく、実務修習で垣間見たとはいえ、裁判所全体は未知の世界であり、裁判所ではどんな組織運営がされ、裁判はどのように行われているのか、裁判所の中から見たいと思ったからである。

このように 10 代後半からの 10 年間で、芽室から帯広へ、帯広から東京へと世界がどんどん広がり、遂には、司法の世界へ飛び込むことになった。この時代を振り返ると、原動力は、未知の世界を知りたいという知的好奇心であり、その実現のための支援や助力をしてくださる方々に次々と巡り会い、いくつもの幸運が重なった。

3. 多種多様な経験の時代

3. 1 裁判官最初の 15 年

(1) 北炭夕張新炭鉱ガス突出事故訴訟

東京地裁民事部で裁判官としてスタートした後、旭川、札幌、京都の裁判所で勤務した。この間、最高裁民事局で民事局付として勤務、1 年間の米国留学 (判事補在外研究)、6 か月間の米国、カナダ及び韓国への海外出張、大規模訴訟の司法研究を経験した。

札幌では、北炭夕張新炭鉱ガス突出事故訴訟を合議体の主任裁判官 (陪席裁判官) として担当した。この事故は、1981 年 10 月に、北海道炭礦汽船株式会社 (「北炭」) のグループ会社「北炭夕張炭鉱株式会社」が経営する「夕張新炭鉱」で発生した炭鉱事故 (ガス突出・坑内火災事故) であり、93 名が亡くなられた。翌年、遺族の一部が、北炭側及び国を相手に、札幌地裁に損害賠償請求訴訟を提起した。また、同年、夕張新炭鉱は閉山した。

私が主任裁判官として訴訟に関与したのは、1993 年 4 月からであり、既に提訴から 11 年が経過していた。夏から冬にかけて、裁判官室で、事故発生現場のミニチュア模型を前にしながら、日々、事故発生の機序・原因、過失の有無などについて検討し、判決起案の作成を進めた。

1994 年 3 月、判決言渡期日の約 1 週間前に、北炭側が原告に対し和解金を支払う旨の訴訟上の和解が成立した⁽¹⁾。

翌年 2 月、北炭は、会社更生法の適用を申請し、事実上倒産した。判決をすれば、いかなる結論であっても、控訴審に係属し、最終的な決着までには更なる時間を要すると考えていた事案であり、あの時期にあのタイミングで、和解による解決を図ることができたことは、本当に良かったと考えている。

(2) 米国各地の少額裁判所の実情調査

海外出張は、北炭夕張新炭鉱ガス突出事故訴訟の和解成立直後の 1994 年 3 月から 9 月までの 6 か月間であった。当時、民事訴訟法の全面改正作業中であり、少額訴訟手続の創設も改正検討項目の一つとされていた。海外出張の目的は、米国の少額訴訟手続を調査し、最新状況を報告することにあった。調査の具体的な方法は、特に示されず、6 か月間で、改正作業に間に合うような成果を出すことが求められた。調査は、少額裁判所を訪問し、法廷傍聴、事件処理を担当する裁判官及び裁判所職員に対するインタビューを行い、訪問先の各裁判所で利用されているパンフレット、書式等を収集することを基本とし、地域によっては、立法担当者、少額裁判を専門分野とする弁護

士、民間の調停センターを訪問した。

訪問先の選択は、米国のナショナルセンター（National Center for State Courts）が1990年から1991年にかけて調査を行った12の州の裁判所の調査報告書であるJohn A. Goerdt著「Small Claims and Traffic Courts : Case Management Procedures, Case Characteristics, and Outcomes in 12 Urban Jurisdictions」（National Center for State Courts、1992年発行）で紹介された少額裁判所の中から調停制度を積極的に活用している裁判所を優先的に選択した。訪問した裁判所は、カリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州、アリゾナ州、テキサス州、オクラホマ州、イリノイ州、ミズーリ州、ニュージャージー州、ヴァージニア州、ワシントンDC及びカナダのブリティッシュコロンビア州の合計20の少額裁判所である。最後に、ナショナルセンターを訪問し、上記調査報告書の著者とお会いし、訪問先の各裁判所の実情を紹介しながら意見交換をし、有益な示唆を受けた。

各州では、州ごとに裁判所の組織はもとより、少額事件の範囲、不服申立て手続等が異なっており、また、同一の州でも、裁判所ごとに訴訟の運営の仕方に相違が見られ、少額事件の処理の実情は様々であった。例えば、英語を母語とする者（ネイティブ・スピーカー）が多い地域と英語を第二言語とする者が多い地域とでは、手続案内の方法（パンフレット、書式、電話による手続案内サービス等）に違いが見られた。また、ニューヨーク市内の少額裁判所では、地下鉄及びバスが24時間運行している中で、夜間開廷（evening session）を行っていた。

出張には家族を同伴し、6か月間、飛行機とレンタカーで、西海岸から東海岸までアメリカを横断する冒険であった。また、出張期間の最後の1週間は、韓国の少額事件手続の調査のため、大法院、ソウル地方法院を訪問した⁽²⁾。

訪問先の各裁判所では、ユーザーニーズに応じた制度設計や運営をしていることを目の当たりにし、ユーザーニーズを把握することが裁判所に求められていることを実感した。しかも、ユーザーニーズは、一様のもではなく、地域の特性によって多様性があり、また、不変なものではなく、社会状況の変化に対応して変化する。先入観を持たずに、曇りのない目で、紛争の背景や社会状況、それを反映したユーザーニーズを把握し、ユーザーニーズを踏まえて事件に取り組む視点を持つことが重要であると思った。

（3）大規模訴訟の司法研究

京都では、民事単独事件を3年間、専属で担当した。この間、司法研修所から平成8年度司法研究員に指名され、大規模訴訟の審理に関する司法研究（判事5名の共同研究）を行った⁽³⁾。大規模訴訟は、当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟である。膨大な証拠、先鋭的な対立関係、社会へのアピール、新たな法律論、専門的知識の必要等の特徴から審理が長期化する要因があるため、充実した審理の下で適正迅速な裁判を実現するには、審理運営上様々なハードルをクリアしなければならない。そのため、大規模訴訟の審理を担当することは未知の世界へのチャレンジであることを、実際に大規模訴訟を担当した裁判長の方々のインタビュー等を通じて、よく理解できた。

3. 2 法務省・大阪時代

（1）成年後見制度の立法と運用

1998年6月から2001年1月まで、法務省で民事局第二課長として勤務した。当時の主管は、戸籍事務であったが、成年後見制度の立法、成年後見登記制度の創設及びその運用に関与した⁽⁴⁾。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の財産管理や身上監護を、権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する法定後見制度及び本人の判断能力が十分なうちにあらかじめ契約により代理人を決めておく任意後見制度を2本の柱とする制度である。また、成年後見登記制度は、成年後見人等の権限、任意後見契約の内容などを登記し、登記事項証明書を交付することによって登記情報を開示する制度である。

従来は、民法に「禁治産」、「準禁治産」の制度があったが、制度の対象となる方が、比較的重い精神上的の障害がある場合に限定されていたため、軽度の認知症の方などは対象となっておらず、高度な判断を必要とする取引など

において不利益を受ける可能性があったこと、「禁治産」、「準禁治産」の宣告がされると、その事項が本人の戸籍に記載されるため、制度利用への抵抗感があったことなどの問題点が指摘されていた。高齢化社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、従来の制度を柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度に改正するとともに、戸籍への記載に代わる新たな公示制度の創設が求められた。成年後見制度は、2000 年 4 月に施行され、新たな公示制度である成年後見登記制度の運用を開始した。

このような高齢化社会の進展という社会状況の変化の下で、ユーザーニーズに応じた制度設計、立法、運用を行う経験をした。

(2) 中国残留孤児国家賠償訴訟

大阪では、2002 年 4 月から 3 年間勤務した。前半の 1 年半は、大阪高裁で民事部の陪席裁判官を務め、後半の 1 年半は大阪地裁で民事部の裁判長を務めた。

大阪地裁では、日本が第二次世界大戦に敗戦した混乱の中で、旧満州（中国東北部）で肉親と死別又は離別して孤児となった原告らが、国が早期帰国実現義務及び帰国後の自立支援義務を怠ったことを理由に国家賠償を求めた中国残留孤児国家賠償訴訟を担当した。中国残留孤児国家賠償訴訟は、全国 15 の地方裁判所に総数 2000 人を超える原告らによって提訴された。大阪訴訟では、多数の人証の取調べを計画的に集中して行うなど大規模訴訟の司法研究の研究成果を実践し、提訴から約 1 年 3 か月で弁論を終結し、全国で最初に判決をした⁽⁵⁾。

その後、2007 年 11 月、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正により、立法的な解決が図られ、全国に提訴されていた中国残留孤児国家賠償訴訟は、同年 12 月、訴えの取下げにより全て終局した。

4. 知財の時代

4. 1 2005 年 4 月～2008 年 3 月（知財高裁時代 Part I）

(1) 知財の世界へ

2005 年 4 月、知財高裁が創設された。同月、大阪地裁から知財高裁に異動となり、知財高裁創設時の裁判官メンバー（篠原勝美所長をはじめ 18 人）に加わった。知財事件を担当するのは初めてであり、知財事件について特に関心を持ったこともなく、白紙の状態、知財の世界に飛び込んだ。当時、知財高裁創設の理念が実践できるかが問われており、改革の意気込みが大きいことを肌で感じた。

3 年間在籍し、1 年目は第 2 部配属で中野哲弘裁判長、2 年目及び 3 年目は第 3 部配属で、佐藤久夫裁判長、飯村裁判長（飯村敏明先生）の下で、陪席裁判官を務めた。中野哲弘裁判長には、伸び伸びと仕事をさせてもらい、知財高裁に溶け込むことができた。佐藤久夫裁判長は、論理的に突き詰めて合議をし、精緻な論理付けの判決を志向されるスタイルで、とても参考になった。飯村裁判長は、主任裁判官と調査官との事件の第 1 回の打合せから同席され、明細書の読み方、発明の技術的意義の捉え方、判決をした場合の影響等の事件の見立てについて教えていただいた。

(2) 最初に感じたこと

理系を専門的に学んだバックグラウンドはなかったが、北炭夕張新炭鉱ガス突出事故訴訟や医療過誤訴訟など科学技術の知見を必要とする事件を担当してきた経験から、他の訴訟と比べて専門性が高いという知財の特殊性はあったが、技術に関心を持ち、学習を深めていけば、理解できると思っていた。物理学の基礎理論及び最新の研究、物理法則の社会実装については関心があったので、「Newton」等の一般向け科学雑誌を愛読するようになった。また、第 4 部の塚原朋一裁判長から、理系の知識を習得するため放送大学のテレビ講座を視聴し、録画した講座の DVD を多数所蔵されているとお聞きしたことがきっかけだったと思うが、放送大学の物理学関連、化学関連、生物関連のテレビ講座を視聴するようになった。当時は地上波で放送されており、社会人向けの講座なので、テーマは専門的でも気軽に視聴できるように工夫されていた。そこで得た基礎的知識や担当事件への応用などを話題に

調査官と話をするのは楽しかった。

飯村裁判長からご指導を受けた中で印象に残っているのは、①特許侵害訴訟の審理で重要なのは「特定論」であり、対象物件の特定（請求原因レベルでの特定）が当事者双方の合意が得られるレベルでできれば、侵害論の審理は、ほぼ終わると言われたこと、②訴訟は特定の当事者間の紛争ではあるが、特許侵害訴訟や審決取消訴訟の判決は、同種事案の実務の指針となり、第三者に対するメッセージ性も重要であるので、当事者の主張を丁寧に摘示し、丁寧に判断することを心掛けるべきであると言われたことである。

①は、原告は、対象物件が発明の技術的範囲に属することを立証しやすくするため、対象物件の構成をクレームと同じ文言で特定し、被告は別の文言で特定しようとする傾向があり、対象物件の特定について先鋭に対立する場があるが、このような場合、当該構成を上位概念の用語や中立的な別の用語で特定することによって、争点整理の共通の基盤ができ、当事者の主張がかみ合い、適切な判断を示すことができるのに対し、他方で、対象物件の特定が不十分なまま、一部の構成要件が非充足であるとの理由で請求棄却の結論を出すことは、審理のスピードアップにはなるが、不利な結論になった当事者にとっては、納得感がなく、先に結論ありきの偏頗な審理と受け止められることにもなりかねないので、「特定論」を適切に行うことが重要であるという趣旨であると思った。

②は、「簡にして要を得た」判決は理想であるが、短いだけで、裁判所が技術をどのように理解し、どのような論理付けをしたのか、理由がよく分からない判決と受け止められることがないように、「読者の目線」を意識した分かりやすい判決を志向すべきであるという趣旨であると思った。

4. 2 2008 年 4 月～2013 年 3 月（東京地裁知財部時代）

（1） 知財部の裁判長になる

2008 年 4 月、東京地裁知財部民事第 46 部の裁判長となった。知財訴訟の第 1 審の経験はなかったが、知財高裁で 3 年間勤務した経験や大阪地裁で民事通常事件の裁判長を務めた経験を活かせば、恐れることはないと思っていた。しかし、現実はその甘くはなかった。知財高裁では、特許の有効性の判断は審決取消訴訟を通じて行ってきたが、特許侵害訴訟の特定論、技術的範囲の属否の審理判断の経験はそう多くはなかったので、審理運営の「土地勘」がなかった。そして、知財高裁では、原判決や審決があり、基本的な争点は明確であるのに対し、第 1 審では、一から争点整理を行う必要があり、裁判所の訴訟指揮権の適切な行使が求められること、判決の一言一句が当事者や研究者によって徹底的に研究されるので、判決は、「読者の目線」を意識することが重要であることを実感した。

当時の知財部（民事第 29 部、第 40 部、第 46 部及び第 47 部）は、4 人の裁判長がスポーツ観戦（プロ野球、J リーグ、大相撲等）を定期的に行い、また、陪席裁判官で構成する陪席会と調査官室との交流が盛んであるなど、知財部全体が一体感を醸成していた感じがする。そのような風通しの良い職場環境の中で、訴訟手続面では、専門委員の積極的活用が 1 か部のみならず、4 か部全体に広がっていた。専門委員の関与については、調査官とは別の視点から、技術を理解し、深めることができる点で審理に有用であることは理解しながらも、専門委員が具体的にどのように関与すべきかイメージがつかめないう面もあったが、この時期に、特許侵害訴訟においても、関与スタイルのプラクティスができあがっていったように思われる。

（2） 思い出に残る判決

東京地裁時代の思い出に残る判決としては、東京地判平成 22 年 2 月 26 日（平成 17 年（ワ）第 26473 号）（ソリッドゴルフボール事件）、東京地判平成 22 年 11 月 18 日（平成 19 年（ワ）第 507 号）（飛灰事件）、東京地判平成 25 年 2 月 28 日判例タイムズ 1390 号 81 頁（アップル対サムスン事件）を挙げたい。

ソリッドゴルフボール事件及び飛灰事件は、いずれも 10 億円を超える損害賠償請求を認容した特許侵害訴訟であり⁶⁾、損害論の審理において計算鑑定を実施した。計算鑑定は、損害額算定の基礎となる販売数量、売上高、利益額等の数値を確定するために有用である。ただ、計算鑑定には、制度上の限界もあるので、計算鑑定を円滑に行うには、きめ細かく裁判所が鑑定人とコミュニケーションをとりながら、鑑定の経過を当事者に説明するための協

議の場を活用する視点が重要であると思った⁽⁷⁾。

アップル対サムスン事件は、サムスン社がアップル社（子会社のアップルジャパン社）に対し、FRAND 宣言された標準必須特許（SEP）に基づく差止請求権を被保全権利として、iPhone の製造、販売、輸入等の差止めの仮処分を申し立てたのに対し、アップル社がサムスン社に対し、同 SEP に基づく損害賠償請求権が存在しないことの確認を求めた債務不存在確認訴訟である。ライセンス交渉経過に現れた諸事情を考慮すると、サムスン社による権利行使は、FRAND 条件でのライセンス契約の締結準備段階における重要な情報を相手方に提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反し、権利の濫用に当たるとして、サムスン社の仮処分の申立ては却下し、アップル社の債務不存在確認訴訟は請求を認容した⁽⁸⁾。当時、当事者間のライセンス交渉は継続中で、判断の前提事実がその経過とともに変化するほか、同種の争点の訴訟が 10 か国に提起されており、各国の最新判決が出る都度判決書が証拠として提出されるなど、国際色豊かな事案であった。最終的には、アップル社とサムスン社が、2018 年 6 月までに、裁判外で和解をし、訴えの取下げにより全訴訟が終局した。

4. 3 2013 年 4 月～2025 年 6 月（知財高裁時代 Part II）

（1）知財を取り巻く状況の変化

2013 年 4 月、知財高裁第 4 部の配属となり、土肥章大裁判長、富田善範裁判長の下で、陪席裁判官を務め、また、2015 年 7 月から第 3 部を兼務し、代理裁判長も務めた。

2 度目の知財高裁勤務では、知財高裁の創設時と比べ、特許査定率が約 50 パーセントから約 70 パーセントに上昇し、拒絶査定系の審決取消訴訟の事件数が激減する傾向に進んだこと、審決の予告制度が 2012 年 4 月 1 日から施行され、特許庁における特許無効審判の審理が丁寧になり、請求不成立審決の審決取消訴訟が増加したことなど、知財を取り巻く状況が大きく変化した。

この時期は、東京地裁知財部で経験した第 1 審のプラクティスの視点を踏まえて、事件に取り組むことができた。また、技術と正面から向き合うスタイルができあがり、自分としては視野が開けた感がある。

その後、2016 年 3 月から 2 年 2 か月間、天津地方家庭裁判所長を務めた。民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件の裁判実務や司法行政について裁判所全体のオペレーションを知る良い機会となった。

（2）3 度目の知財高裁勤務

2018 年 5 月、知財高裁部総括判事となり、第 4 部配属となった。

今回は、民事裁判手続の IT 化の担当となった。

2017 年に内閣が「未来投資戦略 2017 - Society 5.0 の実現に向けた改革」を閣議決定し、その戦略の一つとして、民事裁判手続の IT 化の検討を開始し、翌年検討会が公表した報告書において、民事裁判手続の IT 化の実現に向けたロードマップが示された。報告書では、民事裁判手続の IT 化の内容を、① e 提出（e-Filing）、② e 法廷（e-Court）、③ e 事件管理（e-Case Management）の「3 つの e」に整理し、これをフェーズ 1 から 3 までの 3 段階に分けて段階的に実施することが提唱された。

2020 年 2 月から、このロードマップに従った段階的な運用、法整備及びシステム開発が開始された。

民事裁判手続の IT 化（デジタル化）は、e 法廷（e-Court）に当たるウェブ会議を利用した争点整理の運用から開始することとなった。この運用では、パイロット庁でウェブ会議の効果検証を行った上で、全国の裁判所に拡大していくという手法をとり、パイロット庁には、専門技術に対応する人的物的体制が整備された知財事件を取り扱う知財高裁、東京地裁、大阪地裁等が選ばれた。パイロット庁の中では、知財高裁がデジタル化のフロントランナーとして位置付けられた。

（3）コロナ禍での所長就任とビジネス・コートの開庁

ア 2020 年 2 月、フェーズ I のスタートを迎えるが、同年 4 月、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令され、在宅勤務が急速に広まった。

このようなコロナ禍の中で、同年 10 月、知財高裁所長に就任した。

また、2021 年 1 月に開催した国際知財司法シンポジウム (JSIP) は、日本の登壇者は会場で参加し、海外の登壇者はオンラインで参加する初めてのハイブリッド開催であった。

一方で、ウェブ会議を利用したリモートワークが全国に普及し、このようなウェブ会議の利用の浸透・定着により、ウェブ会議を利用した争点整理の運用は全国の裁判所に拡大・定着していった。また、2026 年 5 月までの訴訟記録の電子化、オンラインによる訴え提起等のフェーズ 3 の施行に向けて、訴訟運営の定着・運用改善とともに、事件管理システムのシステム開発が進められた。

2022 年 10 月、知財高裁は、霞が関から中目黒へ庁舎移転し、ビジネス・コートの開庁を経験した。

イ 所長就任後の思い出に残る判決として、知財高判令和 3 年 8 月 30 日 (令和 2 年 (行ケ) 第 10126 号) (マツモトキヨシ音商標事件) を挙げたい。本判決は、五線譜に表された音楽的要素及び「マツモトキヨシ」の片仮名で記載された歌詞の言語的要素からなる音商標が商標法 4 条 1 項 8 号の「他人の氏名」を含む商標に当たるとした拒絶査定不服審判の請求不成立審決に誤りがあるとして、これを取り消した事案である。本判決は、同号を厳格に解釈する近時の知財高裁判決及び特許庁の審査・審判実務と異なる切り口で、判断を示したものである。本判決後、同号の要件を見直す商標法の改正 (2024 年 4 月 1 日施行) がされた。

(4) 大合議判決

知財高裁の大合議判決は、2025 年 3 月 31 日時点で、合計 16 件の言渡しがされているが、このうち、3 件について合議体の陪席裁判官として関与し、2 件について裁判長を務めた。

裁判長を務めた 1 件目は、知財高判令和 4 年 10 月 20 日 (令和 2 年 (ネ) 第 10024 号) (椅子式マッサージ機事件) であり、2 件目は、知財高判令和 5 年 5 月 26 日 (令和 4 年 (ネ) 第 10046 号) (ダウンゴ事件) である。1 件目は、損害額算定の在り方、特許法 102 条 1 項と 3 項の併用適用が争点であり、2 件目は、特許の域外適用が争点であった。

いずれも原審の請求棄却判決を変更し、特許権侵害を認めた事案であり、注目されている争点に関する判示事項以外にも、クレーム解釈の手法や無効理由の判断手法について、参考になるような判断を示そうと考えていた。

2 件目のダウンゴ事件では、令和 3 年の特許法改正 (2022 年 4 月 1 日施行) で導入された第三者意見募集制度 (特許法 105 条の 2 の 11) を初めて採用した。国内外から合計 50 通を超える意見書が提出された。ユーザーニーズを捉え、社会状況を踏まえた判決をする上で、第三者意見募集制度に適した事案であったと思っている⁽⁹⁾。

4. 4 裁判官として意識したこと

(1) 技術に向き合う

明細書を丁寧に読み、技術に正面から向き合い、技術のブラックボックスを作らないで、明細書を理解することを心掛けてきた。

(2) 動的視点

紛争の本質は何かを考え、その中で判断構造を精緻に構築していくことが、知財判決の難しさであるとともに、醍醐味である。そして、先入観にとらわれることなく、曇りのない目で、紛争の実態を把握すること、社会状況は絶えず変化しているので、ユーザーニーズもダイナミックに変化することを肝に銘じ、現在及び未来社会のニーズは何かを考え、それを感じ取る感性を磨くこと、知財の経験年数を経るごとに、このような動的視点がますます重要であると考えられるようになった。

(3) 裁判所からの情報発信

2019 年に日本でラグビーワールドカップが初開催された。ラグビーのルールは知らなかったが、「一生に一度」の経験のキャッチコピーに誘引されて、日本代表のスコットランド戦、決勝戦など数試合を現地観戦した。その後

も、リーグワン（旧トップリーグ）の試合や日本代表の試合を、現地観戦するようになった。

ラグビーの審判は、試合中、選手とよくコミュニケーションを取って、判定の基準や判定の理由を丁寧に説明し、試合進行をコントロールしていることに気づいた。

ラグビーを現地観戦するようになってから、知財の世界では、裁判所は、判決書でのみ自らの考えを示すべきであるという「裁判官は弁解せず」の原則を形式的に貫くのではなく、判決の判断構造・判断手法、訴訟プラクティス等の最新情報を国内外に発信していく必要があると考えるようになった。年に 1 度の国際知財司法シンポジウム (JSIP) はその役割を担うものであり、その一層の充実に注力するとともに、講演や論文等の執筆も可能な限り引き受けるスタンスとなった。

5. 退官後、新たなる挑戦

5. 1 知財はビジネス一般に必須の情報

2023 年定年退官後、弁護士登録し、入所した法律事務所で、若手弁護士と知財チームを立ち上げ、また、弁理士登録をした。

気づくのは、訴訟案件のほかに、訴訟になる前の知財アドバイザーサービスに対するニーズが大きいことである。発明の技術は特許権で保護され、発明を具現化した商品・サービスのデザインは意匠権や著作権で保護され、商品・サービスのブランド名は商標権で保護されるなど、一つの商品・サービスは複数の種類の知的財産権で保護されている。新規事業を展開し、新たな商品・サービスをユーザーに浸透・定着させ、他社との差別化を図るには、その有用性、利便性等の技術的な観点のみならず、イメージやストーリー性が重要であり、ブランド・デザインの観点をも踏まえた総合的な知財の利活用（知財戦略）が必要である。また、不正競争防止法によってノウハウは営業秘密として保護され、限定提供データの不正使用に対する保護制度が設けられ、知財の範囲は限定提供データまで拡大されている。知財は、企業にとって、特殊なものではなく、ビジネス一般に必須の情報であると実感した。そして、企業は、その規模を問わず、事業に必要な知的財産権を取得し、他社の知的財産権に抵触しないように国内外でビジネスを展開しており、事業を遂行するには、第三者保有の知的財産権の抵触の調査・判定（クリアランス調査）が必須である。実際に、知財チームで、インドの鉄鋼素材製造企業の買収における特許クリアランス調査を担当し、買収は成功した。この経験は、クリアランス調査の重要性に対する認識を深めることになった。

5. 2 台湾講演

2024 年 11 月、台北市で開催された「台湾士林地方法院・士林地方検察署 40 周年記念祝賀会」に出席し、基調講演を行った。本祝賀会は、台湾士林地方法院（台湾士林地方法裁判所）、台湾士林地方法検察署（台湾士林地方法検察庁）、デジタル発展部（デジタル省）及び全国律師聯合會（全国弁護士連合会）が共催し、司法院（台湾の最高司法機関）、法務部（法務省）のトップ等を来賓に招き、士林地方法院の歴代院長（所長）及び士林地方検察署の歴代検察長（検事正）が参列した一大イベントであった。基調講演の講師は、黄彦男デジタル発展部部長（デジタル大臣）と私の 2 人が務めた。黄彦男部長の「デジタルの発展で導く、司法の新しい未来」と題する講演の後、私は、「AI と司法～日本の現在位置と将来～」と題する講演を行った。本祝賀会の 2 週間後に、「デジタル発展と司法の未来」をテーマとするセミナーが開催された。

本祝賀会の前日、「智慧財産及商業法院」（知的財産及び商業裁判所）を表敬訪問し、陳駿壁院長を始め各部の部総括判事と意見交換をし、陳駿壁院長に知財事件を審理中の法廷へ案内していただき、法廷傍聴をした。また、尤美女全国律師聯合會理事長（弁護士会会長）に夕食会に招待していただくなど、台湾の法曹関係者の方々と交流を深めた。

5. 3 これから

北海道の大自然の中から出発して、知財の世界に自分の活動の場を見いだすことができたことは、幸運以外の何物でもない。

これから、AI や量子技術を活用する「Society 5.0」の未来社会の実現に向けた時代が到来する。この幸運が続く限り、知的好奇心を原動力とし、ユーザーニーズを感じ取る感性を磨きながら、新たな挑戦を続けていきたい。

以上

(注)

- (1) ウィキペディア「北炭夕張新炭鉱ガス突出事故」<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8C%97%E7%82%AD%E5%A4%95%E5%BC%B5%E6%96%B0%E7%82%AD%E9%89%B1%E3%82%AC%E3%82%B9%E7%AA%81%E5%87%BA%E4%BA%8B%E6%95%85>
- (2) その後、平成 8 年民事訴訟法改正（1998 年 10 月 1 日施行）により、少額訴訟手続が創設された（民事訴訟法 368 条～381 条）。拙稿「アメリカにおける少額事件手続について」（「アメリカにおける民事訴訟の実情」245 頁（法曹会、平成 9 年発行）参照）は、本調査の報告書である。
- (3) 「大規模訴訟の審理に関する研究」司法研究報告書第 50 輯第 2 号（法曹会、平成 12 年発行）。同報告書では、HIV 訴訟、大気汚染訴訟、じん肺訴訟の審理運営を具体的に取り上げた。
- (4) 小林昭彦・大鷹一郎編「有斐閣リブレ わかりやすい新成年後見制度（新版）」（有斐閣、2000 年発行）参照
- (5) 大阪地判平成 17 年 7 月 6 日（判例タイムズ 1202 号 125 頁）
- (6) ソリッドゴルフボール事件の控訴審判決は、知財高判平成 24 年 1 月 24 日（平成 22 年（ネ）第 10032 号、平成 22 年（ネ）第 10041 号）、飛灰事件の控訴審判決は知財高判平成 23 年 12 月 22 日（平成 22 年（ネ）第 10091 号）である。前者は、原審で認容した損害賠償額を減額し、後者は、原審で認容した損害賠償額を増額した。
- (7) 拙稿「特許権侵害訴訟における計算鑑定の実情」（L & T No.67 18 頁）（2015 年 4 月発行）
- (8) アップル対サムスン事件の控訴審判決は、知財高判平成 26 年 5 月 16 日（平成 25 年（ネ）第 10043 号）（大合議判決）である。同判決は、サムスン社による損害賠償請求権の行使が、FRAND 条件でのライセンス料相当額を超える部分では権利の濫用に当たりますが、FRAND 条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たらないと判断し、原判決を変更した。一方、仮処分事件については、同日、原決定を維持し、抗告を棄却する決定（平成 25 年（ラ）第 10007 号、第 10008 号）をした。
- (9) ドワンゴ事件については、最判令和 7 年 3 月 3 日（令和 5 年（受）第 2028 号）で上告棄却判決がされ、大合議判決が確定した。

（原稿受領 2025.3.31）